

第十回国会 農林委員會議録 第十四号

昭和二十六年三月二日(金曜日)

午前十時五十九分開議

出席委員

委員長 千賀 康治君
理事野原 正勝君 理事足鹿 覺君
宇野秀次郎君 小笠原八十美君
小淵 光平君 川西 清君
河野 謙三君 中馬 辰猪君
平野 三郎君 八木 一郎君
坂口 主税君 八百板 正君
山口 武秀君 横田基太郎君
出席政府委員

農林事務次官

島村 軍次君
農林事務官 大 塩見友之助君
農林事務官 大臣官 宮谷 彰介君
農林事務官 大臣官 房 富谷 彰介君
農林事務官 大臣官 房 藤田 巖君
(農政局長)

委員外の出席者

農林事務官(農地局管理部長) 上松 憲一君
農林事務官(農地局管理部長) 和 田 正明君
農林事務官(農地局管理部長) 和 田 正明君
専門員 難波 理平君
専門員 岩 隈 博君
専門員 藤 井 信君

二月二十八日

農林委員会法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案(内閣提出第五四号)

三月一日

農林漁業資金融通法案(内閣提出第六四号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した事件

農林委員会法案(内閣提出第四三三号)の整理に関する法律案(内閣提出第五四号)
農林漁業資金融通法案(内閣提出第六四号)

○千賀委員長 これより農林委員会を開会いたします。

去る二月二十八日日本委員会に付託になりました内閣提出農林委員会法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案、及び昨三月一日付託せられました内閣提出農林漁業資金融通法案を順次議題といたし、審査に入ります。

まず農林委員会法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案の趣旨について説明を求めます。島村政務次官。

農林委員会法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案
農林委員会法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案
農林委員会法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案

農林委員会法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案(昭和十三年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

「市町村農地委員会」を「市町村農地委員会」に、「都道府県農地委員会」を「都道府県農地委員会」に改める。

第四條第一項中「市町村農地委員会」の下に「(農林委員会法第三條第三項ノ規定ニ依リ市町村農地委員会ヲ置カザル市町村ニ在リテ

ハ市町村長以下同ジ)を加える。

第十四條ノ八第三項及び第四項を削る。
第十五條から第十五條ノ二十六までを削り、第十五條ノ二十七を第十五條とする。

第十五條ノ二十八條を削り、第十五條ノ二十九を第十五條ノ二とす。

第十五條ノ三十から第十五條ノ三十四までを削る。

第十七條ノ二を次のように改める。

第十七條ノ二 本法中市町村又ハ市町村長ニ關スル規定ハ特別区ノ存スル地ニ在リテハ特別区又ハ特別区ノ区長ニ、地方自治法第五百五十五條第二項ノ市ニ在リテハ区又ハ市長ニ、全部事務組合又ハ役場事務組合ノ存スル地ニ在リテハ組合又ハ組合管理者ニ之ヲ適用ス

第十七條ノ三を削り、第十七條ノ四及び第十七條ノ五をそれぞれ第十七條ノ三及び第十七條ノ四とし、第十七條ノ六中「第十七條ノ四」を「第十七條ノ三」に改め、同條を第十七條ノ五とする。

(農地調整法の一部を改正する法律の一部改正)

第二條 農地調整法の一部を改正する法律(昭和二十二年法律第二百四十号)の一部を次のように改正する。

附則第三條第一項中「市町村農地委員会」を「市町村農地委員会」に改める。

前項の命令で定める時期までに第九條第三項及び前項の規定によつてした都道府県知事の許可又はこれに対する申請は、当該時期以後は、それぞれ市町村農地委員会承認又はこれに対する申請とみなす。

(自作農創設特別措置法の一部改正)

第三條 自作農創設特別措置法(昭和二十一年法律第四十三号)の一部を次のように改正する。

「市町村農地委員会」を「市町村農地委員会」に、「都道府県農地委員会」を「都道府県農地委員会」に改める。

第四十八條を次のように改める。

第四十八條 農林委員会法第三條第二項の規定により二以上の市町村農地委員会が置かれて市町村に於けるこの法律の適用に關しては、第三條第一項、第四條(第四十條の二第五項において準用する場合を含む。)、第七條第二項(第四十條の四第五項において準用する場合を含む。)、及び第四十條の二第一項中「市町村の区域」とあるのは、「市町村農地委員会設置の区域」と、第三條第一項、第四十條の二、第四十條の二、第四十條の四第五項及び第四十條の五中「隣接市町村の区域」とあるのは、「隣接市町村の区域又は当該市町村農地委員会設置の区域に隣接する当該市町村の他の市町村農地委員会設置の区域」と、第六條第五項(第十五條第三項において準用する場合を含む。)、第十八項第四項(第二十九條第二項及び第四十一條第三項において準用する場合を含む。)、第三十八條第二項において準用する第三十一條第四項及び第四十條の四第四項中「市町村の事務所」とあるのは、「当該市町村農地委員会設置の事務所」と読み替へるものとする。

(土地改良法の一部改正)

第四條 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第四十八條を次のように改める。

第四十八條 農林委員会法第三條第二項の規定により二以上の市町村農地委員会が置かれて市町村に於けるこの法律の適用に關しては、第三條第一項、第四條(第四十條の二第五項において準用する場合を含む。)、第七條第二項(第四十條の四第五項において準用する場合を含む。)、及び第四十條の二第一項中「市町村の区域」とあるのは、「市町村農地委員会設置の区域」と、第三條第一項、第四十條の二、第四十條の二、第四十條の四第五項及び第四十條の五中「隣接市町村の区域」とあるのは、「隣接市町村の区域又は当該市町村農地委員会設置の区域に隣接する当該市町村の他の市町村農地委員会設置の区域」と、第六條第五項(第十五條第三項において準用する場合を含む。)、第十八項第四項(第二十九條第二項及び第四十一條第三項において準用する場合を含む。)、第三十八條第二項において準用する第三十一條第四項及び第四十條の四第四項中「市町村の事務所」とあるのは、「当該市町村農地委員会設置の事務所」と読み替へるものとする。

(土地改良法の一部改正)

第四條 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第四十八條を次のように改める。

第四十八條 農林委員会法第三條第二項の規定により二以上の市町村農地委員会が置かれて市町村に於けるこの法律の適用に關しては、第三條第一項、第四條(第四十條の二第五項において準用する場合を含む。)、第七條第二項(第四十條の四第五項において準用する場合を含む。)、及び第四十條の二第一項中「市町村の区域」とあるのは、「市町村農地委員会設置の区域」と、第三條第一項、第四十條の二、第四十條の二、第四十條の四第五項及び第四十條の五中「隣接市町村の区域」とあるのは、「隣接市町村の区域又は当該市町村農地委員会設置の区域に隣接する当該市町村の他の市町村農地委員会設置の区域」と、第六條第五項(第十五條第三項において準用する場合を含む。)、第十八項第四項(第二十九條第二項及び第四十一條第三項において準用する場合を含む。)、第三十八條第二項において準用する第三十一條第四項及び第四十條の四第四項中「市町村の事務所」とあるのは、「当該市町村農地委員会設置の事務所」と読み替へるものとする。

(土地改良法の一部改正)

第四條 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第四十八條を次のように改める。

第四十八條 農林委員会法第三條第二項の規定により二以上の市町村農地委員会が置かれて市町村に於けるこの法律の適用に關しては、第三條第一項、第四條(第四十條の二第五項において準用する場合を含む。)、第七條第二項(第四十條の四第五項において準用する場合を含む。)、及び第四十條の二第一項中「市町村の区域」とあるのは、「市町村農地委員会設置の区域」と、第三條第一項、第四十條の二、第四十條の二、第四十條の四第五項及び第四十條の五中「隣接市町村の区域」とあるのは、「隣接市町村の区域又は当該市町村農地委員会設置の区域に隣接する当該市町村の他の市町村農地委員会設置の区域」と、第六條第五項(第十五條第三項において準用する場合を含む。)、第十八項第四項(第二十九條第二項及び第四十一條第三項において準用する場合を含む。)、第三十八條第二項において準用する第三十一條第四項及び第四十條の四第四項中「市町村の事務所」とあるのは、「当該市町村農地委員会設置の事務所」と読み替へるものとする。

「市町村農地委員会」を「市町村農業委員会」に、「都道府県農地委員会」を「都道府県農業委員会」に改める。

第三條第一項第二号中「市町村農業委員会に對しを」を「市町村農業委員会農業委員会法(昭和二十六年法律第 号)第三條第三項の規定により市町村農業委員会を置かない市町村にあつては、市町村長。以下同じ。」に對しに改める。

第九十七條第一項中「一市町村の区域内」を「一の市町村の区域(農業委員会法第三條第二項の規定により二以上の市町村農業委員会が置かれてゐる市町村については、当該市町村農業委員会の区域。本項及び次項において同じ。)」内に、同項中「市町村の農地委員会」を「市町村農業委員会」に、同條第二項中「一市町村を」を「一の市町村」に改める。

第九十八條第三項中「市町村又は」を削る。

第二百二十五條中「市町村農地委員会に關する規定は、地区農地委員会の設けられてゐる市町村の地区にあつては地区農地委員会」を削る。

(小作調停法の一部改正)
第五條 小作調停法(大正十三年法律第十八号)の一部を次のように改正する。

「市町村農地委員会」を「市町村農業委員会」に、「都道府県農地委員会」を「都道府県農業委員会」に改める。

農地調整法第十七條ノ二第三項ノ規定ニ依リ設置セラレタル地区農地委員会ノアルトキハ当該地区農地委員会以下同じを削る。

(自作農創設特別措置法及び農地調整法の適用を受けるべき土地の譲渡に關する政令の一部改正)
第六條 自作農創設特別措置法及び農地調整法の適用を受けるべき土地の譲渡に關する政令(昭和二十五年政令第 百八十八号)の一部を次のように改正する。

「市町村農地委員会」を「市町村農業委員会」に、「都道府県農地委員会」を「都道府県農業委員会」に改める。

第二條第一項中「地区農地委員会を含む。以下同じ。」を「農業委員会法(昭和二十六年法律第 号)第三條第三項の規定により市町村農業委員会を置かない市町村にあつては、市町村長。以下同じ。」に改める。

(地方税法の一部改正)
第七條 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第四百六條第一項第三号及び第四百二十五條第一項第三号中「地方団体の農地委員」を「市町村農業委員会又は都道府県農業委員会の委員」に改める。

(造林臨時措置法の一部改正)
第八條 造林臨時措置法(昭和二十五年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

第九條第七項中「都道府県農地委員会、市町村農地委員会」を「都道府県農業委員会」に改める。

附則第三項を削る。

附則

1 この法律は、農業委員会法(昭和二十六年法律第 号)の施行の日から施行する。

2 市町村農地委員会(地区農地委員会を含む。以下同じ。は、農業委員会法の規定により当該委員会の管轄区域を区域として一又は二以上の市町村農業委員会が成立する日(同法第三條第三項の規定により市町村農業委員会を置かない市町村にあつては、同條第五項の公告の日。以下同じ。まで、都道府県農地委員会は、同法の規定により当該都道府県の都道府県農業委員会が成立する日までは、第一條の規定にかかわらず、それぞれなお存続するものとし、その日までは、第一條から第八條までに掲げる法令の適用については、当該市町村農地委員会又は都道府県農地委員会に關しては、それぞれなお従前の例による。

3 第一條から第八條までに掲げる法令又はこれらに基く命令の規定により市町村農地委員会又は都道府県農地委員会が成立した処分、手続その他の行為又はこれらに對してした処分、手続その他の行為は、農業委員会法の規定により当該市町村農地委員会の区域を区域として一又は二以上の市町村農業委員会が成立した日(同法第三條第三項の規定により市町村農業委員会を置かない市町村にあつては、同條第五項の公告の日。以下同じ。まで、都道府県農地委員会は、同法の規定により当該都道府県の都道府県農業委員会が成立する日までは、第一條の規定にかかわらず、それぞれなお存続するものとし、その日までは、第一條から第八條までに掲げる法令の適用については、当該市町村農地委員会又は都道府県農地委員会に關しては、それぞれなお従前の例による。

4 農業委員会法の規定により市町村農業委員会が成立した日以後同法の規定により都道府県農業委員会が成立する日までは、当該市町村農業委員会(同法第三條第三項の規定により市町村農業委員会を置かない市町村にあつては、市町村長とする。又は当該都道府県農業委員会が成立した処分、手続その他の行為又はこれらに對してした処分、手続その他の行為とみなす。

5 農業委員会法の規定により都道府県農業委員会が成立した場合において当該都道府県の区域内に第二項の規定により市町村農地委員会がなお存続しているときは、当該市町村農地委員会が同項の規定

により都道府県農地委員会に對してなすべき手続その他の行為は、都道府県農業委員会に對してするものとし、都道府県農業委員会が当該市町村農地委員会の管轄区域内の事項に關し法令の規定により市町村農業委員会(同法第三條第三項の規定により市町村農業委員会を置かない市町村にあつては、市町村長)に對してなすべき手続その他の行為は、当該市町村農地委員会に對してするものとする。

○農林政府委員 ただいま上程になりました農業委員会法の施行に伴う関係法令の整理に關する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

さきに提案いたしました農業委員会法によりますれば、現行の農地委員会は新たに農業委員会に改組されることになりましますので、現行諸法律中の「農地委員会」とあるものを「農業委員会」に改める必要が当然生ずるわけでありまします。このような整理を行うため関係法令についての一部改正を行つた次第であります。

何とぞ農業委員会法と並行して御審議の上、すみやかに御可決あらんことを希望いたします次第であります。

○千賀委員 次に農林漁業資金融通法案の趣旨の説明を求めます。農林政務次官。

農林漁業資金融通法案
農林漁業資金融通法

(目的)
第一條 この法律は、農林漁業の生産力の維持増進を図るため、農林漁業者に對し、長期且つ低利の資金を融通することを目的とする。

(資金の貸付)

第二條 政府は、前條に掲げる目的を達成するため、政令の定めるところにより、農業、林業、漁業若しくは塩業を営む者又はこれらの者の組織する法人(以下「農林漁業者」という。)に対し、毎年度予算の範囲内において、左に掲げる資金を貸し付けることができる。

- 一 農地の改良、造成又は復旧に必要な資金
- 二 造林に必要な資金
- 三 林道の開発又は復旧に必要な資金

四 漁港の修築又は復旧に必要な資金

- 五 塩田の改良、造成又は復旧に必要な資金
- 六 農林漁業者の共同利用に供する施設の造成、復旧又は取得に必要な資金

(貸付の条件)

第三條 前條の規定により貸し付ける資金(以下「貸付金」という。)の利率は、左表の範囲内で政令で定め、償還期限及び据置期間は、左表の範囲内で主務大臣が定める。

貸付金の種類	利率		償還期限	据置期間
	最高	最低		
一 農地の改良、造成又は復旧に必要な資金	年七分	年六分	十五年	五年
イ 公共事業費による補助事業に係るもの	年五分	年四分	十五年	三年
ロ その他のもの	年五分	年四分	十五年	三年
二 造林に必要な資金	年七分	年六分	二十年	五年
イ 公共事業費による補助事業に係るもの	年五分	年四分	二十年	五年
ロ その他のもの	年五分	年四分	二十年	五年
三 林道の開発又は復旧に必要な資金	年八分	年七分	十五年	一年
イ 公共事業費による補助事業に係るもの	年八分	年七分	十五年	一年
ロ その他のもの	年八分	年七分	十五年	一年
四 漁港の修築又は復旧に必要な資金	年八分	年七分	十五年	一年
イ 公共事業費による補助事業に係るもの	年八分	年七分	十五年	一年
ロ その他のもの	年八分	年七分	十五年	一年
五 塩田の改良、造成又は復旧に必要な資金	年八分	年七分	十五年	一年
イ 塩田等災害復旧事業費補助法(昭和二十五年法律第...	年八分	年七分	十五年	一年

二百五十七号)による補助事業に係るもの
ロ その他のもの
六 農林漁業者の共同利用に供する施設の造成、復旧又は取得に必要な資金

年七分	年六分	十年	一年
年八分	年七分	十五年	一年

2 貸付金の一事業当りの金額は、公共事業費による補助事業に係るもの及び塩田等災害復旧事業費補助法(昭和二十五年法律第二百五十七号)による補助事業に係るものについては、当該事業に要する費用の額から当該事業について支出される補助金の額を控除した金額の八割に相当する金額、その他の事業に係るものについては、当該事業に要する費用の八割に相当する金額を限度とする。

3 貸付金の償還は、割賦償還の方法によるものとする。但し、資金の貸付を受けた者(その者の包括承継人を含む。以下同じ。)は、貸付金についていつでも繰上償還をすることができる。

4 政府、前項の規定にかかわらず、左の各号の一に該当する場合には、貸付を受けた者に対し、いつでも貸付金につき一時償還を請求することができる。

一 貸付を受けた者が償還金の支拂を怠つたとき。
二 貸付を受けた者(その者が法人であるときは、その法人を組織する者を含む。)が貸付金を貸付の目的以外の目的に使用したとき。

三 前各号に掲げる場合の外、貸付を受けた者が正当な理由がなくて契約の條項に違反したとき。

5 政府は、資金の貸付を行う場合には、担保を提供せなければならぬ。但し、担保を提供させることが著しく困難であると認めるときは、その提供を免除することができる。

6 貸付を受けた者が、災害その他特別の事由により、元利金の支拂が著しく困難となつた場合には、政府は、貸付の條件の変更又は延滞元利金の支拂方法の変更をすることができる。

(貸付金の使途の規正)
第四條 貸付を受けた者は、貸付金を貸付の目的以外の目的に使用してはならない。

2 政府は、貸付金が貸付の目的以外の目的に使用されることを防止するために、必要に応じて、貸付金をもつて行う事業の工事施工者等に對して直接に資金を交付する等資金の交付に關し適切な措置をとることができる。

(業務の委託)
第五條 政府は、農林中央金庫その他の主務大臣の指定する金融機関に對し、貸付に關する申込の受理及び審査、資金の貸付、元利金の回収その他貸付及び回収に關する業務を委託することができる。但し、貸付の決定については、この限りでない。

2 政府は、前項の規定により業務の一部を委託しようとする場合においては、当該業務の委託を受ける者(以下「受託者」という。)の受託業務に關する準則を省令で定めなければならない。

3 受託者たる金融機関の役員又は職員であつて第一項の規定による委託業務に従事する者は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の規定の適用については、これを法令により公務に従事する職員とみなす。

4 農林中央金庫は、農林中央金庫法(大正十二年法律第四十二号)第十六條の規定にかかわらず、第一項の規定による業務を行うことができる。

(報告及び検査)
第六條 政府は、必要があると認めるときは、貸付を受けた者若しくは受託者に対して報告をさせ、又はその職員をして貸付を受けた者若しくは受託者の業務の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。但し、貸付を受けた者に対しては、貸付金をもつて行う事業の範囲内、受託者に対しては当該委託業務の範囲内に限る。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
(主務大臣)

第七條 この法律における主務大臣は、農林大臣及び大蔵大臣とする。

(罰則)

第八條 貸付を受けた者又は受託者たる金融機関の役員若しくは職員が、第六條の規定に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、三万円以下の罰金に処する。

附則

- 1 この法律は、昭和二十六年四月一日から施行する。
- 2 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。
第七條第十三号の二を第十三号の三とし、第十三号の次に次の一号を加える。
十三の二 農林漁業資金を融通すること。
- 3 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。
第十二條第五号の次に次の一号を加える。
五の二 農林漁業資金を融通すること。

○島村政府委員 農林漁業資金融通法案の提案理由につきまして簡単に御説明申し上げます。

最近における国際情勢の推移を見まするに、食糧の自給態勢を確立し、国

民生活の安定をはかるために緊急の施策を講ずる必要があると考える次第であります。しこうして農林漁業の生産力の増進を現在以上にはかりますためには、土地改良、造林、漁港修築等の固定的生産設備の改修に對し、公共事業費による助成をはかりますほか、これらの目的に對しまして別途長期かつ低利の資金を融通する制度を確立する必要があります。かかる意味におきまして、今回政府におきましては一般會計及び米穀對日援助見返資金特別會計から六十億の資金を得まして、これを農林漁業者に融通することを適當と考へますので、この法律案を提出した次第であります。

その内容の概要の御説明申し上げますと、農業、林業、漁業もしくは塩業を営む者またはこれらの者の組織する法人に對し毎年度予算の範囲内におきまして、土地改良、造林、林道の開発、漁港の修築、塩田の改良、共同利用施設等に必要資金を貸し付けることができることとしております。そしてその貸付金の利率は、融資の対象となる事業ごとに最高及び最低の率を定め、その範囲内で具体的に政令で定めることになつておりますが、いずれも事業の採算制により極力低利となるよう考慮した次第であります。なお一方貸付の資金として、資金運用部からの借入れも予定いたしておりますので、その借入金返済及び委託金融機関の手数料等も含めて、貸出利率を決定しなければならぬわけでありまして、償還期限は最高二十年で、業種別に主務大臣が定めることとなつております。またこの貸付の業務は、農林中央金庫その他主務大臣の指定する金融機関に委託

することになつておりますが、政府の基本政策に沿つて所期の効果を十分にあげ得るよう指導いたすつもりであります。その他貸付の條件といたしまして割賦償還の方法によるとともに担保をとることを原則といたしておりますが、災害その他特別の事情がある場合には、貸付の條件を緩和することができることとして、借受人の立場も十分考へていた次第であります。

何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成あらんことをお願い申し上げます。

○千賀委員長 この際農林漁業資金融通法案に對する質疑は暫時保留いたしまして、これより農業委員会法案及び農業委員会法の施行に伴う関係法令の整理に關する法律案を一括議題といたしまして質疑を行います。通告順にこれを許します。

○小笠原委員 議事進行について申し上げます。

ただいま委員長はこの法案に對する質疑はあつたまじしと申しましたが、内容のこまかいことはともかくとして、この題目に對して一応やつてお

かぬと、あとでこちらの方の態度をきめる上には困ることがあるから、一応題目だけについて政府に、ただす必要があると思ひます。

そこで政務次官に伺いたいのは、なぜここに畜産という問題を入れないか。仄聞するところによれば、畜産は長期ではないという解釈をして、当事者が向うと折衝したという話がある。畜産くらい長期なものはない。酪農工業であつても、羊毛加工工業であつても、その他畜産の産物を利用する問題にいたしまして、これくらい長期な

ものは、このうちのどれを見てもありません。それを、畜産の導入資金とか限定して考へてやるからこんなことになる。関係方面がどうのこうのと、そんなことを言つてゐる場合ではない。どこまで折衝して、どういふ内容までやつたか。農林省の政策のうちに畜産がなかつたならば、農林省全体の目的を達することはできない。今大切な長期の金融をやるときに、どういふわけに入れないか。どういふ交渉をやつたという、その結末までを詳細に説明してもらいたい。

○島村政府委員 畜産の重要性並びに畜産に關する資金の必要な点について、農林省といたしましても非常に痛感を感じてゐたのであります。今回提案をいたしました法律の上から申しますと、土地改良、造林など、提案理由に説明申し上げましたような固定的な設備を主体にいたし、かつ畜産に關しましても、共同利用施設等に必要資金については、なるべくその措置を講じたいという考へは持つてゐるのであります。土地改良、造林等と區別をして、軽重の問題になりますと、あるいは御意見もあらうかと思ひますが、ただいま御指摘になりましたような点は、最後に上つてゐる共同利用施設等においへ、十分考慮を進めたいという考へを持つてゐるのであります。

○小笠原委員 そんなことではわかりません。あなたは畜産が軽くて、土地改良が重いので、これでいいのだと言ふのであります。その点まで口はとめませんけれども、最後の方で――しつぽの方で利用して何とかしようと言ふ。題目になぜ畜産という文字を入

ぬか。しつぽの相談なんかどうでもいいのだ。これの國民に對する影響は重大だ。これから畜産が発達しなければ食糧の解決がつかぬといふことは、たゞ／＼論議されておる。そこでどういふわけにこれを入れなかつたか、大臣がすでにこの席において、これを入れようじやないかといふことで、畜産局長に立法者の方の關係に連絡をとれとまで、私の前で命じたのだ。それで畜産局長を呼んで話したところが、なおかつ関係方面がどうのこうのと

くつばかり言つて、なかなか／＼こつちの方に應じてくれないと言ふ。これでわれ／＼は困つてゐるのだ。それに対してあなたの方で納得し得る説明があるかどうか。題目問題を確かめるためにお尋ねしておるのだから、軽重がどうだ、こうだと言ふことはいい。今ちよつと農林省は畜産の方は軽いと言われかけたが、農林省が畜産の方にはその重きを置いていないと言ふのなら、別の観点から話をしなければならぬが、どうもあいまいな御答弁でいけな

い。重要なことが十分わかつておるなら、わい／＼言わないで、これから入れようじやないかと、あるいは畜産金融の法案の準備をするとか、何とかかとか話がありそうなんじゃないかと思ひます。

○島村政府委員 少し説明が足りませんでしたから、つけ加えます。畜産を輕視する考へはありません。これははつきり申し上げておきます。

題目に農林漁業と上つております。畜産は當然この農林漁業の中に含んでおると思ひます。

それから畜産の、たとえば畜牛購入等の資金につきましては、これは提案した土地改良とか共同施設とは多少

趣を異にいたしておるものと認めます。そこで畜産共同施設に対しては、もちろん六十億の範囲では希望も相当多く、なか／＼小笠原委員のお話のようには十分なことには参らぬと思うのでありますが、提案理由にも申し上げました通りに、資金運用部からの資金等も、今後さらに借入れの手続を進めまして、将来その御希望の点を十分達成いたしたいと思うのであります。率直に申し上げますと、かねてから本委員会なり、あるいはまた農林省等といったしましても、ぜひとも畜産も明らかにこの題目の中に書き加えたいという希望を持つて関係筋と折衝をいたしたものであります。われ／＼の認識と多少異なるところがありましたがために、今回の提案の中には畜産という文句を入れるとか、これを大幅に取上げるといふことには難色があつたといふことはつきり申し上げて、漸次その希望を達成するように今後努力をいたしたい、かように存じております。

○小笠原委員 大分明らかになつて参りました。あなた方は認識不足なんだ。畜産とか農林とかいう問題について相談する時分には、政党内でも農林省でも、いつも農林省という題目を掲げてやつて来た。そのうちに林業というものが重大問題になつて、農林省と改まつたことは、過去の歴史においてよくおわかりでしょう。今度くらい畜産が大切なことはない。それで大政党内の自由党の綱領でも、先般の総会においても農林省と改まつた。政党内が改まつてゐるのに農林省だけがやばやしてゐる。すでに今は農林省、やう行かなければだめなんだ。それを忘れておるから、認識を新たにしない

いなんてアメリカのことを言つてゐるが、これはアメリカではないんだ。こっちの方が認識が新たになつてゐないんだ。そこを認識していただかなければならぬ。そこで畜産という題目を入れて進むことはけつこうなことであります。われ／＼もこれに向つて修正なんかして向うと折衝もする。もし向うがそういうことを認識しなかつたらどうなるか。——日本がこの乳・肉・卵の食糧問題を解決しようとしてゐるのに、その認識のないわけはない。あなた方の説明が足りないといふことははつきりしてゐる。ことに六十億がどうのこうのと言つて、この六十億を畜産にのみよこせと言つてゐるのではありません。これは畜産を軽視せず、ほかの方と按分すればわかる話なんです。そんなことは議論のうちに入らないが、今の政務次官の答弁は、だん／＼畜産の方に進んで来たようですから、がまんをして納得する。われ／＼もこれに対する態度を皆さんと相談してきめようと思つて、これで私の質問は打切つておきます。

○山口(武)委員 農業委員会法案について政府に質問したいと思つてゐる。きょうは大臣がおいでにならなかつたようですが、この間の委員会におきまして大臣の代理を勤めてゐると言われ、農林政務次官が来ておられますので、政務次官にお聞きしたいと思つてゐる。さらに大臣が来てから、あらためて質問する機会を持ちたいと思つてゐる。

この法案は内閣提出の法案でありまして、大臣の代理と称する政務次官は、この法律案は十分おわかりだらう

と思つてゐる。それでこの法案を読みまして、私は実に奇妙な感じがするのであります。この法案の第一條にその目的が掲げてあるものであります。この目的を讀んでみますと、きわめてけつこうなことが書いてあるものであります。それは農業生産力の発展をはかる、農業経営の合理化をはかる、それから農民の地位の向上をはかるといふやうなことであります。この目的を実現するためにこの法案が組まれておられます。おそれから農民一般にいたしましても、それから私たちにいたしましても、どなたでも反対する道理はないと思つてゐる。ところがこの法案は、現在きわめて特定の農業を除く以外の農民の絶対多数から反対されてゐる。しかも農民、農業各団体もこれに反対をしてゐるわけでありま

す。そうしますと、このやうな目的を第一にうたつてゐる法案がなぜ反対されるのか。ここにきわめて重大な問題だと思つてゐる。この間の農地委員協議会の全国大会におきまして、この法案に対しては絶対反対の決議をしてゐる。しかもこれは共産党員だけの集まりではなかつたはずなんです。あるいはこの中には自由党系の諸君も参加してゐる。このやうな実情があるのに、どういふ見解をもつて大多数の者がこれに賛成してゐるといふ認識に立たれるのか、その内容を納得の行くやうに詳しく説明していただきたい。

○島村政府委員 本法は、提案理由に説明申し上げました通りに、終戦後における、農民組織の意思を民主的に反映するやうな立場をとつてゐることは、たび／＼繰返して説明してゐる通りであります。本農業委員会におきて、農地委員会の仕事も行い、自作

農創設の仕事も行い、さらに市町村ごとには農業委員会を通じて、つまり市町村の農業計画をいかに上にも民主的に盛り上げらして、総合計画のもとに、適地適作に基いた農業計画を立てて行くといふのが、この法案の目的の重要な部分になつてゐるのであります。供出等に関する農業調整委員会等の仕事もあわせて行つて、これらをあげて考えますと、ただいま御指摘になりましたやうな点は、本農業委員会によつてすべてが総合的に解決して行くものと存じております。

○山口(武)委員 そのようなことはあとでお聞きします。私の聞いてゐるのは、政務次官は農民の大多数がこれを支持してゐる、希望してゐると言われましたので、その認識の根拠、内容、どういふ判定に立つて、どういふ材料を集めて、そのやうな認識をしてゐられるのか、これを説明してくれと言つたのです。

○島村政府委員 私も農民の一人としてかように信じております。

○山口(武)委員 農民の見解といふものを、たま／＼百姓としてはできそこないの農林政務次官の見解をもつて代表するのですか。そのやうなば／＼しいことはやめてもらいたい。政府といふものは国民全般を見なければならぬはずだ。農民全部をこの際見なければならぬのだ。農民がこれに賛成してゐるといふなら、どこ／＼の農民、どこ／＼の団体が賛成してゐるのか、それを政府はどういふやうに調査をしたのか、それを言つてくれといふのです。

○島村政府委員 誤解があつてはいけませんから、さらに十分説明を加えて

おきたいと思ひます。私が農民の立場においてというのは、私の一つの例を申し上げたのであつて、これが全部を代表してゐる意味では決してないことは、ここではつきり申し上げておきます。私が農民の多数の意見であるといふことを申し上げたのは、農地委員会の全国大会の様子も承つております。しかしこれをぜひとも通してくれといふ多数の農民代表の意見もわれわれはよく承つております。それらを彼此勘案いたしまして、この際この法律案は、全国農民多数が支持してゐるということとは間違ひないものと信じております。

○山口(武)委員 この法案を通してほしいという農民が大分農林省の方へ来ておるといふのでありますが、その農民はどの農民であるか、どのような団体であるか、その農民が反対者と比較して一体どれだけの割合を占めておるか、あなたのところへたま／＼来た農民が、どういふわけで大多数を代表しておると判定されたのか、その内容を示していただきたい。

○島村政府委員 一々投票をもつて聞いたわけではありませんが、これは代表機関があるわけでありまして、反対の陳情も受けておりますし、賛成の陳情も受けております。それを分析してみますと、日本の農民の大多数は、民主的機関としての本農業委員会の成立を望んでおるといふことは、繰返して確信をもつて申し上げます。

○山口(武)委員 それではいつになつても答弁が出て来ない。それなら答弁ができないと言へばいいのです。あるいはおみくじを引いて、大体どうだろうというきめ方をしておるといふな

ら、それでもけつこうです。しかし日本の農林省がおみくじを引くような気持で民心の動向を察しておるといふことは、きわめて重大な問題である。これはそれなりに日本の農民も考えなければならぬだろうと思ふ。なぜその認識が大多数のものだといふことを内容的に説明することができないのか。同じことを繰返しておる。それならお答えできないとして承つておきます。それから先ほどの問題に歸りまして、農業生産力の定義をお聞きしたい。聞き返さなくてもいいように、明瞭に定義を教えていただきたい。

○島村政府委員 生産力の増強といふことは、その第一に上つております。通りに、日本の農業の生産性を高め、生産力を高める、こういうことでありまして、生産に對しての定義は、私からあらためて申し上げなくても、よく御承知の通りだと思ひます。

○山口(武)委員 私はあなたに聞かなくてわかつています。しかしながら世間一般に通用する農業生産力という言葉の定義と、政府の認識とに食い違ひがあるのではないかと、当然そう考えられるので、政府の考へておる農業生産力の定義をお聞きしておるのです。

○島村政府委員 法案全部を通じてお考えになれば、自然に御了解いただけることだと存じております。

○山口(武)委員 大分情ないことを言つていますが、私が先ほどから繰返しておる農業生産力の定義といふことは、五分が三分で言えるのだから、はつきりお聞きなさい。もしも農業生産力の定義といふことを知らないなら、残念ながら知りませんと申したらいいでしよう。

○島村政府委員 別にこれ以上説明を申し上げる必要はないと存じますので、どうぞさように御承知を願ひます。

○山口(武)委員 説明する必要がないと言われますが、おそらく政務次官は、自信がなくこの定義を言えないのだらう。自信がないはずですよ。あなたが言つたら私は腹撃します。実はそれを持つていたのだが、とう／＼逃げられてしまつた。逃げられたなら逃げられたで、日本の農民を代表する、しかも農林大臣の代理と称しておる農林政務次官の、農業生産力の定義に對する認識がきわめて明快になつただけでもありがたいと思つております。但しそれは私個人の話で、日本の農民にとつてこれくらい不幸なことではない。これだけはつきり念を押しておきます。それでさらに伺ひたいいたしますが、今度は、あまりむずかしいことを聞いて、わからないと気の毒ですが、簡単なことを聞きますが、農民の地位といふことについて教えてください。やはりこの法律案の第一條に書かれております。

○島村政府委員 誤解があつてはいけませんから、さらに加えておきますが、生産力の増強とは、農地の開発、改良を行い、その保全その他生産条件の整備、土地の利用高度化に関する施設を行う、これが生産力増強といふことになるのであります。私が先ほど申し上げたように、第七條中の各種の事項を取上げることが、すなわち生産力増強の内容に関する定義、かように御承知を願つておきます。それから農民の地位の向上、これもやはり法文の中に上つております通り、農業技術の

改良、あるいは加工販売に對する処理を適當に行ひ、あるいは農業経営の合理化をはかり、また農民生活の改善といふような仕事に當ることそれ自身が農民の地位の向上であります。

○野原委員 ちよつと議事進行について……先ほど来共産党の山口委員の質問を聞いておりますと、一体まじめに農業委員会の問題をやつてゐるのかどうか、はなはだ私は疑問であると思ふ。農業生産力の増強とは何だ、農民の地位とは何んだといふような一片の言葉しりとりをたがへて、一つの言葉の定義を一つ／＼聞いておつたのでは、農業委員会法案を審議するに一体何十日かかるかわからない。こういうような審議の方法を進めることは、いたすらに農業委員会という、われ／＼がせつかく日本の農村の発展のために最もよい委員会をつくらうとするこの審議にあたりまして、何かためにせんがため、の、議事引延ばしのための態度であらうと私は思ふのであります。委員長はその点にかんがひまして、かかるくだらない、字句の定義その他の問題に關しましては、断固として注意されんことを望みます。

○千賀委員長 ただいまの野原委員の御意見はごもつともでありますので、野原君の御意思を体得いたしまして、以後の議事進行をやりたいと思ひます。

○横田委員 ちよつと議事進行について……ただいまの野原君の言うような議事の進め方に対しては反対します。なぜかといふに、きょうもらつた書類の中には、三月中旬にこれを成立させるということが書いてある。この議案が上程されまして、農林委員会が審議したときには、自由党はだれも来ておら

なかつたんじゃないか。そのときに野原君が……(じようだんじやない、おつたじやないかと呼ぶ者あり)いや、ほとんどおらなかつた。きょうより始めてそろつただけである。これから三月一ぱいにやらなければならぬといふ重要な法案に對して、やはり字句のわからぬところは、はつきり見解を尋ねて行かなければならない。だからさういふ意味合いにおいて、あまりこせこせしたことにたがへず、ゆつくりと、そして委員会の審議の内容を充實させてやつてもらふように、お願いしたいと思ひます。

○千賀委員長 横田君の御意見もありませんが、横田君の御意見に賛成する空気が、この議場の中でさうさうあるかどうかと認めますので、野原君の御意見を主として採用したいと私は考えます。

○山口(武)委員 今野原君からの意見があつたようではありますが、決して字句の問題を聞いてゐるのではない。農民の大多数はこの法案を実施されることによつて困ることが起るのです。それで現にこれに反対をしてゐるので、それにもかかわらず、法案の一番中心をなしている第一條を見ますと、けつこうなことが盛られてゐる。實際には困るのに、第一條の目的だけはよくなつてゐる。しかしわれ／＼と政府の間にはこの言葉の内容——言葉の内容といふのは、法案全般の内容の問題なのですが、この点についてかなり食い違つた点がある。もしも農業生産力の問題につきまして、政府の見解とわれわれの見解といふものが食い違つてゐるとするならば、この点を明らかにすることは、單にこの法案のみならず、

り、誤りもあつたでせよが、かなり進行を見ておるのに、この一点に關してはまつたく行われていない。これはきわめて重大なことで、もう少し納得の行くような説明を願いたい。

○島村政府委員　農地改革において、山鉢は御承知の通り最初から余斗

されて立案されておつたのでありまして、その後牧野の問題が入つて法律改正が行われて、今日では使用権の問題は対象外だと考へております。

○山口(武)委員 何か言葉の聞き違ひがあつたかも知れません。だれかにつけ智慧されたかも知れません。薪炭、採草地の使用権の設定という問題は、まだ農地関係法案に残つておるはずで、す。いつの日付で、どのような法律で除外されたかを御説明願ひたい。これは農林次官にお願いいたします。

○島村政府委員 私が説明申し上げたことに間違いはないと思ひますが、ただいまのお尋ねと少し食い違つたようでありまして、他の政府委員から説明いたします。

○和田説明員 使用権の設定の件は、御説のようにいろいろ困難もありまして、現在まで必ずしも十分な成果は上げておらないのでありますが、政府といたしまして、最近固有林野法の改正等によりまして、共用林野制度等を今後とも活用して、十分な成果の上るよう準備をいたしております。

○山口(武)委員 使用権の問題につきまして、政府として今後努力するといふことを言われたようであります。これは確かに聞いておきますが、あとになつてあまいなことのならないように……。

それからさらにお聞きしたいと思ひますのは、農地改革の事業の成果を確保するといふことがいわれておるのでありますが、この農地改革の成果を確保するといふことは、これまで農民を経済的に、身分的に圧迫しておりましたところの、かの封建性をなくすことが、この事業のねらいであるの

だ。従ひまして、この事業の成果の確保といふものは、農地改革で、單に農民に土地が移つたという形式上の問題だけでは、問題は済まされない。これは、それを通じて農民の今後の発展といふもの、従つて農民の地位の向上といふ問題、これが出て来てこそ成果の確保といふことになりまして、これまで形式的なことだけで確保とは言えない。ところが現在この成果の確保につきまして、ほかの條件が具備されてないようなことになつておるのであります。

○島村政府委員 大学で講義をするようなお尋ねでありますから、私は山口氏の人格を尊重してお答えを差控えたのでありますが、そういう問題はすでにわかり切つておることでありまして、繰返して申し上げておきますが、生産力とか、あるいは地位の向上とかいふような問題について、私が定義を下さなんだといふことを前提にしてお尋ねになることは、少し差控えてもらいたいと思ひます。それだけひとつ申し加えておきます。

御意見のようでありますから、別に説明を申し上げる必要はないと思ひます。

○山口(武)委員 情ない弁解だか抗議だかをなさつておるようですが、どうも私どもにはわかりません。

○千賀委員長 山口君に希望します。進め、どうか質問の発展を願ひます。進行を願ひます。同じところを行き来しておつては困る。

○山口(武)委員 私どももろん質疑の発展をしたいのでありますが、ただ次官の答弁があつちこちして、何が何だかわからない答弁ばかりしておるの、同じことを聞き返さなければならなくなつておるのです。(質問がわからぬのだ。)と呼ぶ者あり。質問がわからないといふのはよほど頭が悪いのです。

それで、この法律を出されることにつきまして、きつめて重大なことは、従来上から行われていた農業政策を、下からの農業政策に切りかえることが根本問題であらうと考へる、こゝ言つておるのです。この法律の大体の内容を見ますと、農地問題であり、あつさり言へば供出問題である。土地の改良や技術の改善問題をやるといふことでもありますが、一体供出の問題につきましても、上からの政策を下からに切りかえるようなことでは出て来るのか。農地問題でも、われわれはそう簡単には考えられない。世間的には農地改革の打切りがこの法案に現れて来たのだと言われている。それから土地の改良や技術の改善といふことを行うといつても、それに農民がどのように意思を反映するか、單に建議するとか、諮問に應ずる程度にすぎないだろうが、それに対して、御趣意はこつともだが、政府は予算がありません、現在の国家情勢ではやむを得ませんと大体断られる。だからほんとに内容的に検討してみますと、そういう言葉が容易に受取りがたいのです。何をもちつて上からの政策を下からの政策に切りかえると言つておるのか、この内容につ

いて少し詳しくお伺ひしたいと思ひます。

○島村政府委員 これは一つの例で説明を申し上げれば御納得が行くかと思ひますが、たとえば従来の割当制度等も、非常に厳格な割当をやつておつたわけでありまして、今度は事後割当制度をとり、そしてなるべく意見を聞いた上でやる、こゝういふことになつておるわけですね。それからいつても、これは確かに民主的になつて来たといふことは言えると思ひます。上からの問題といふことは、たとえば戦時中には、農業改良の仕事でも各戸に割当するといふふうなことをとつておつたわけですね。しかし今度の割当制度は、各戸に割当するのではなく、各村で農業計画を立てて、ほんとうに百姓の総意がその農業計画の上に反映するといふようなことをとりたいといふのが、上からでない、下からだ、こゝういふことで、これははつきりしておると思ひます。むしろお話になつたことは、意味がちよつと逆じやないかと私は思ふのです。農業委員会法の内容を全部御検討になれば、そういうことはおのずから、なるほどさうだといふふうにお解り願ひすると思ひます。

○山口(武)委員 これまでの割当がきつめて厳格な割当であつて、今度は事後割当になつて、従つてゆるい割当になる、こゝういふことに了解してよろしうございませう。

○島村政府委員 今日傍聴者がたくさんお出になつておるから、誤解があつては困るのですが、簡單な例をもつて申し上げれば、割当の問題は、グループでもつてガチャ／＼いわずよるなことは今度はやめた。これあたりも、なるべく下の意見を尊重してやろ

う、こゝういふことなんですから、自主的に出るように方法をとつた。これは割当の問題でありまして、農業委員会法全部を通じて考えますと、そういう思想がたくさん出ておるわけです。それで御承知願ひます。

○山口(武)委員 グープがガチャ／＼出て、これまでは供出の奨励をやつていた。今次官はこゝ言われておつたが、それはあんたたちのやることで、法律としてこゝうやつて来た場合には、この前食糧確保臨時措置法に比べてみなければならぬ。そこでこの前の食糧確保臨時措置法によりまして、農業調整委員会は決議機関と定められておつた。ところが今度は諮問機関に格下げされた。諮問機関は話を聞いて、聞くとも聞かぬも自分のかつて、こゝういふのが諮問機関だ。これでやつてなぜ農民の意見といふものが尊重されることになつたのか、きつめて了解したいことである。これはどういふわけなんですか、御説明を願ひたい。

○島村政府委員 決議機関であるから民主的である、諮問機関であるから非民主的であるといふことは、私は言えないと思ふ。

○山口(武)委員 決議機関の場合には物事を決定する力を持つておる。諮問機関の場合には決定する力を持つていないで、意見を述べるだけの力しか持つていない。世間一般の常識から申しますと、決議機関の方が民主的である。それをあなたはさういふやないと言われるのですが、もう少し世間一般の常識でわかるように御説明を願ひたい。

○島村政府委員 決議機関か諮問機関かといふ問題については、いろ／＼論

議のあることは私も承知いたしております。しかしこの委員会法全体を通じて、第七條の、農地の開発、改良、保全その他土地の生産条件の整備及び土地利用の高度化に関する事項、農業技術の改良その他農業生産に関する事項、加工、販売その他の処理に関する事項、生活改善、農業経営の合理化、こういう問題は、主として地方の農業委員会において御決定になりました。でも、決議機関としてやつても、そのものは——これはたとえ予算を執行するような場合には、これは町村長がやる場合がありましようし、あるいはまた農業協同組合がその事務を執行する場合がありましようし、すべて農業全体の改良計画、あるいは農業経営の改善、生活改善というような事項については、これを決議機関にいたしますとがなじがらぬになりますので、諸機関にいたしたのであります。

○山口(武)委員 このことで先ほどの諮問機関と決議機関が民主的、非民主的の問題は説明されてないと思ひます。それから問題があらされていふところ。私は供出の割当を決定する場合の問題を聞いています。なぜそのようにわきの方に問題を持つて行つてしまふのです。なるほど総合計画の樹立という実は内容は何もありません。からつぽです。ごまかし言葉を使つています。たとえばこの前の食糧確保臨時措置法にいたしましても、それによつて肥料の計画の割当から農機具の配給計画まで含めて、農業計画を指示するということを言つています。ところが実情をこらんなさい。そんなことはありましたか。大半の農村では、農業計画の指示なんかしてありません。いつの場合でも、

下手をすると生産数量の指示すらもしてないかつた。供出の割当だけの指示をしていふところが多かつた。しかもこの法律の一番根本の内容は、総合計画をやるというんですが、残りの供出割当計画の指示が問題なんです。その場合に、それが諮問機関に下げられたというところは、明らかに非民主的なんです。もう少し納得の行くように御答弁をお願いいたします。

○農林政府委員 御意見をさしはさんでお尋ねでありますので、先ほど答弁いたしました通りで、これ以上はお許しを願ひたいと思ひます。

○山口(武)委員 それでは大臣と事務局に對するこまかい質問はあとでやることにいたしまして、そういう條件付で一応やめます。

○横田委員 次官に簡単な問題で聞いておきたいのです。次官は二十八日の委員会では、これは国会の審議を尊重すると言われましたね。これは言うのがあたりまえです。しかしこの法案は、通過の線で審議をしてもいいといふような意味合いのことを言われたのです。そこで聞いておきたいのです。それがいつも議会の問題になるのです。前の食糧法のようにも、われわれは食糧法それ自体に對する審議をしたのです。その結果として議案全体が意思表示をしたが、いけないうい意思表示をした。それに対して今年の予算委員会でも廣川農林大臣は、農民の代表者である人が多数議席を占めていふので、従つて議会は農民の意思を代表されるだらうと言われた。そして皆さんの意思によつて法案が通つたと言われたのですが、これはお政令で通つたという開答があつた。そこで聞

きたいのは、この法案を政府は、審議を尊重するといふながら、どういふふうな点まで審議を尊重し、またどういふふうな点が譲れるか、譲れる点を言つていただきたい。

○農林政府委員 これは譲れる、譲れぬというふうなことは、まだ具体的に国会の皆さんの方からの御意見が出ておりませんから、今答弁の材料がありません。

○横田委員 そうすると外国人関係からは何の指示事項も来ておらないのですね、この点を伺つておきたい。もつとはつきり言えばアメリカ人です。

○農林政府委員 占領下でありますので、おそらく司令部の意味だらうと思ひますが、これは御承知の通りに提案するときは、関係筋の了解を得て提案をいたしております。

○横田委員 そういたしますと、この法案はこの内容において通せという意味ですか。これに對して少しの修正意見も入つた場合には悪いというのか、その修正意見は、どういふ点までは向うの方が認めるか、認めないかという点を伺ひたい。

○農林政府委員 それはあなたの方で修正する案を出しになつて、交渉してみなければわかりません。

○横田委員 こういうふうなことを言つたのは、これが本質なんだ。それに国会の審議を尊重するといふなまじきなことを言つたから、しやくにさわつたので言つただけのことです。

それからさきよりの農業委員会法案は、山口君の多数農民が反對しているという質問に對して、次官は賛成すると言われたが、この点について、われわれは数の問題を論議しようとは思

ない。二月二十六日農民の代表者なる団体が、神田の共立講堂に朝から寄つて、全国の農地委員大会を開いたが、衆議院あるいは参議院の全部であらうと思ひますが、それらの農林委員関係の方に対しては、招待状をもつて招いてあります。そこに私たちは行つたが、そのスローガンの中には、政府の農業委員会法案絕對反對ということが出ています。そこでこの問題がよいとか悪いとか言ひますが、あなたがたのお氣の毒だから申しませんが、そこに行きましたところが、びつくりするほどのお百姓さんが集つておつたことは事実だ。私はこれは権威ある農民の団体だと思つたのであります。ところが政府としては、これを権威ある団体と見ておるか、その見解を承りた。なぜかと申しますと、この会合には、農林省の役人が招待されておるにもかかわらず、行つておらなかつたという事実を聞いたのであります。もし行つておられたのであるならば、農林省から行かれたところの役人はどなたであるかといふことを聞きたい。

それからこういうふうな団体は、非常に権威ある大きな団体であると思ひますが、われわれは相當に吟味すべきものだと思ひますので、先ほど同一趣旨の質問はやめていたでいて、内容の発展をお願いいたします。

○横田委員 同一趣旨のことについて言うのではない。山口君の意見に關して、外の意見は、どうであつた、ああであつたといふのに対して、次官はそうではない、こうだといふような答弁をされるから、そうなつたのです。

それでは、小笠原委員の言われたように、国会を中心にして論議しまし

林省は、この会合においてやる趣旨とは意見が違つてから、行かないのだといふことを言われたが、これはうそかほんとうか。

○農林政府委員 會議に出席いたしておりましたから、長野県から出られた代表者が、どう言われたかはよく存じません。しかし農地局長は出席をいたしておりました。

○小笠原委員 議事進行、この問題について……こういうことを論議することは、委員会の権威に關する問題だから、御答弁なさる方も注意しなければならぬし、横田君も注意しなければならぬ。政府がこれを提案したのは、国民のために幸福だといふ意味で、そのうした信念で提案して議会の輿論を問うておるのだから、これは議会の多数が賛成であるならば成立するのだ。それにもかかわらず横田君は、農民の団体がどこで、どうのこうのと言つておるが、そういうことをここで論議する、非常に一般人の誤解を招くから、そういうことはお互ひにやめましよう。

う。あなたは山口君の質問に対して、事前割当から事後割当、事後割当から自主的な割当、ジープをがちやつかせて供米をとりに行くようなことはいたいとおねえ至つて民主的になつたと言われるのですが、私も日本の農民です、あなたも日本の農民でしょう、それならば伺いたいのですが、私はこの供出制度それ自体が非常に非民主的なものだと思ふのです。戦争中にありましたあらゆる強権を加えられたやり方に対しては、全部やめられておるのにもかかわらず、日本で残つておるのはただ一つ供出制度だけであります。これは政府の弱点だと思ふのであります。だから供出制度それ自体は続けなければならぬといふ論議はあつたにいたしません、供出制度が非常に民主的なものであると思つておられるのかおられないのか、この一点を伺つておきますように。

○島村政府委員 農林委員会には直接関係がないと思ひますが、供出制度は一つの例として申し上げたのであります。供出制度が民主的であるかどうかといふことについては、きようは答弁いたしません。

○横田委員 だから要点は、小笠原委員の発言にもありました通り権威あるところの答弁をしてもらう、従つて山口君の質問は大臣に対してしようといふようなこともあつたのです。これは事実大臣に聞いて、大臣がいい答弁をされようが悪い答弁をしようが、大臣が一番の権威者です、それは最終の答弁です、一番偉い人の答弁です。だからそれをもつてわれ／＼は論議の代表とされるが、しかし次官は言を左右に

して、供出の問題に関連しておりながら関係してないと言つておる。まあでおじいさんが火ばちのそばで孫と話をしているようなとほけた答弁をしなれどもつとはつきりした答弁をしてもらいたい。

○千賀委員 小笠原委員から議事進行について発言を求められております。これを許します。

○小笠原委員 ここに農林漁業の資金融通法案が出ておりますが、これは農林一般につきましても重要な法案でありました今回新たにこういうものが出たというところは農民の幸福になる法案で、われ／＼は最も賛成するところであります。しかしながら先刻来申し上げたように、何か一方の種類のみに偏したといふことは、農林政策に軽重があるようなきらいを持たせるのであります。この際さういふことを織りこめて、題目に畜産といふものを織りこめ、また内容の方には、畜系といふものも織り込んで、農林行政における大あらましの中にこれを含ませ、そしてことにこの内容に対しては、いざという場合には、金額の分配等に對する明確な説明ができる段取りの用意がある法案として、これをもちまして、さらに取直して提案してもらつて、さういふことを私は政府に動議として要求したい。もちろん今即答ではない、大臣も見えていないから、よく相談して、この委員会の意思を尊重して御答弁を願ひたい。これを動議として皆さんの御賛成を願ひます。

○千賀委員 だいたい小笠原委員から動議として御発言がありました、

多数の御賛成でありますから、これは成立をしておると思ひます。そこでお諮りをいたしますが、この法案は現在すでに付託になりましたので、われ／＼国会をいたしまして、多数をもつてすればいかうにも修正をする権能を持つておるのでございませう。そこで国会がこれを修正して、小笠原委員の御意見に沿うことがよいのか、あるいは政府みずからこの案を撤回してあらうとやり直していただくのがよいのか、これは時間の関係等を考慮いたしますと、相当な問題であると思ひます。この問題は採決を保留いたしまして、これは内輪で研究をしたいと思ひます。小笠原委員の御賛成を得られたらそれとしたいと思います。いかがでしよう。

○小笠原委員 われ／＼は修正意見のあることは、委員長長の注意のあるまでもなく、よくわかつておるのであります。まずこれは政府の法案として、さういふことに偏重しておるような意思を盛つておるといふことに對してわれ／＼は不満があるから、もう一ぺん考え直していただきたいといふことを、今動議として出して、それが成立したのだから、その成立のもとに決をとつて、さうして政府に一考を要するといふことでこれを返してもらいたいです。さうして向うがこれに應じないとなれば、さらにこつち協議をして、今委員長のお考えのようなことに話を進めて行きたい、さういふわけでありませう。

○千賀委員 いまひとつ御相談します、あなたのおつしやる通りに進行しようとする、本会議の議決によらざればこの案を撤回することができないといふことを聞いております。そこで時間的に非常に早く議決をしてしまふことが必要だとすれば、やはり委員会の修正の方が早いようにも思ひます。しかしこれも政府が誠意をもつて同調しなければ、いづれにしても進行はやりにくいと思ひます。この点に關しましては、何分の処置は次会まで保留をいたしたいと思ひますが、いかがでしよう。

○小笠原委員 委員会は委員会の名においてこれを決議して、この案を本会議にやるものなら本会議にやるようにあなたが取運びになればよい。ただ政府の方で、さうなつては困るから、これは委員会の修正にしてもらいたい、これ／＼にはさういふふうにして、共同で向うの方にも骨を折らうとか、何とかしてあらうといふことが出て来た時分に、委員長のような話になるのであります。そこで委員長と私だけでこれを引込めるといふことなら、初めから出しはしない。正々堂々と本会議にかけようといふあなたは手続をすればよい。その間において政府の方にまた話が出て来たならさういふようにしよう、さういふのであります。

○河野(總)委員 今小笠原委員の動議に関連して、委員長から本会議にかけなければ云々といふ話がありました。が、この政府提案の原案に政府みずから畜産といふものを入れて修正して出すといふ手は私はあると思ふ。さういふふうな方法をとられたらどうか、これが私は小笠原委員の動議に含まれた一つの手段方法である、かように思ふ。私はこの機会に一言しておきますが、

政府の畜産に対する認識というものは、まづたぐちやくちやです。政務次官は農村のことをよく御存じのはずです。畜産の場合には、長期融資の對象としては、他の農業、漁業、林業等と少しく性質を異にしておるとおつしやいますけれども、今畜産で一番の問題は何かといふと、牛乳なり肉なり卵は非常にふえております、このふえておるのは、消費者の面から見れば生産過剰ではない、十分消費するだけの態勢はできておる、ところが生産とその畜産物を処理する機関との間のバランスが乱れておる。そこに現在農家がいたずらに乳価をたかれるという危険が出て来ておる、これらの畜産物の処理機関等は、国がまず第一に考えなければならぬところの、非常に重要な長期資金の融資の對象である。さういふ点について私は少しく認識が乏しいと思ふ。もう少し畜産についての認識を深めて、さうしてこの提案について、畜産を入れるといふことに出直されることを、私は小笠原委員同様に強く希望いたします。

○千賀委員 委員会の意思として、小笠原氏の提案に賛成であることが示されております。そこで政府に伺ひますが、この空氣に沿うべく、政府として最も早く、最も確實にこれが実現されるような手を打つてみられる誠意がありますか。

○島村政府委員 本法律案提出の経過から考えますと、今政府の方でこれをひつ込めてあらためて提案しかねるという意思は現在持つておりません。お話の点はよくわかつておるのであります。

が、ただ修正等の場合における内容についてはいささかおぼつかない、提案しかなるというところも、おぼつかない、いろいろな関係で困難だと思ふのであります。もう少し具体的に御話を願います。それは、それによつて法案の取扱ひ等についても、研究を進めることにやぶさかではないのであります。この御決意についての事情は、本日は保留していただいて、なお政府の方でも検討を加えまして、次会においてその点をはつきり申し上げたいと思ひます。さう御猶予を願ひたいと思ひます。

○八木委員 ただいまの次官の御答弁によりまして、もう少しはつきりしたいから次会に保留したいと言ひ、それならそれでよいが、われわれの言つておるのは、畜産、養蚕に關する重要性を認めて、その資金融通について心配しておるわけでありまして、ところがこの法案そのものがこれを無視して、親心はあるけれども、具体的には資金計画にも入つておらない、法文の題目にも入つておらないから再考慮を求めているのであり、この点の再考慮をする意思があるかどうか聞いておるのであります。その意思があれば次会まで延ばしてもよいが、その意思がやいなやを伺ひたい。

○島村政府委員 ただいま申し上げました通り、養蚕、養蠶の問題をこれに加えることに對しては、従来の経過的なことから考えますと困難だと思ひます。

○河野(鐵)委員 政務次官に伺ひます。従来の経過から見て困難だといふことは、農林省の意見がその必要なしといふ見解なのか、それがために従来の経過から見て修正する意思はないのか、それとつらつきりしていただきたい。

○島村政府委員 後段であります。河野(鐵)委員 後段であるとするならば、そういうふうにはつきりと政府の態度を表明されるのはまだ早いと私は思ひ、というのは先ほど来の農林省の御説明によりまして、畜産に對する認識、見解というものは、私からいへば非常に乏しいのです。そういう乏しい知識をもつて關係方面に折衝された今までの経過と、今後十分認識を深めて折衝の経過とは、おのずから結論が違つて来ると思ひ、本案を提案された責任者である政府みずから、もう一度深く認識して、そして折衝の経過をまつて、その上で直出される方がよいのではないかと私は思ひますが、もう一度御見解を伺ひます。

○島村政府委員 先ほど申し上げました通り、従来の経過から考えると困難だと思ひます。そこで本委員会の御意思のあるところを、さらに内部においても相談をいたし、大臣にひとつよく相談をいたしまして、次会においてその点をはつきり申し上げるということとして御猶予を願ひ、このうこととす。

○小笠原委員 政務次官にちよつと申し上げるが、修正の内容をはつきりすれば云々と言ひ、修正の内容はきわめてはつきりしておる。畜産といふものを題目に入れ、養蚕といふものも内容の方に入れて、そして予算の六十億が動かせなかつたら、その半分を等分する用意を持つた内容が充実にあれば、それでよろしいというのだから、

何とも明確でないことではない。しかも委員会の動議とか何とかがいふものは非常に重要なことだから、動議を次会まで控えてくれという反面においては、これを修正する意思を持つていなければならぬ。あるいはこれを修正して出し直す意思がないとか、めんどろだといふならば、われわれに堂々とここで決議させたらよい。だから私が冒頭に言つた通り、今日は大臣も御欠席だから、よく御相談なすつて、次会にでも話をまとめたらいと大事をとつておるのだ。與黨の關係もあるから、われわれも皆さんと御相談する余地をちやんと準備してかかつておるのだ。委員会の意思はわかたつたから、われわれは準備して来ます。ただ決議となると、できるものもかえつて気まずくなるし、法によつてあとから動きのそれぬようなことになつては困るから、それはしばらく待つてくれと、そういう意味ならこれはわけのわかる話だ。しかし絶対にこれをやり直す気があなたにないといふことになれば、われわれの決議を押えることはいかぬので、そうではない、十分考慮、相談をする。従つて今決議とか何とかしつかり法的の根拠をここに残して、あとになつて困ることがあつてはならないから、一応の意思はわかたつたから、次会まで決議は保留してもらいたいという希望なら、これはわれわれも大いに同意してよろしい。だからそこをはつきりしてもらわなければ困る。

○島村政府委員 委員長から私に對してお尋ねがあり、河野委員から御質問があつたので、委員会の御決定に對してわれわれがこれこれとさしはさむ余地はないものであるし、またその意見を

かれこれ申し上げるだけの権限は持たないわけですが、ただ発言しろということでありまして、率直な考えを申し上げたわけですね。そこでともかくも一応研究してみ、次会にはつきりしたことを申し上げたい、こういうこととす。

○平野委員 何か委員長のお取扱ひの關係で、問題が非常に紛糾したやうですが、私はその点ははつきりしておると思ひます。こういうことではありますせんか。政府提案の資金融通法案が、本委員会において強い修正意見がある。しかし本委員会において修正するよりも、一応政府がひつ込めて、委員の意向もよく熟しておるのだから、あらためてその筋に沿つて出し直すといふことがよいのではないかと、この緊急動議が小笠原委員から出まして、全会一致でそれに賛成しておるわけですね。従つて政府の方は一応研究せられて、これをひつ込めて、あらためて提出し直すか——それには本会議の決議を要することですが、それは手続を要するといふことである。しかしその必要がないといふことならば、この委員会において修正の審理を進めるわけであつて、本日の委員会におきましては、政府に對して一応ひつ込めるといふ勧告をするといふ決議をしたらいのです。それで今日は終ればよろしい、次会にあらためて政府はその勧告に従つてひつ込めるといふ手続を、再び議長に對して政府がとるやいなやといふことは、政府の御自由であります。と、とるということならば本委員会の意思はそれで実行されるわけであるし、そうでないといふことならば、本

委員会として、あらためてこの案を修正するといふことについて審議をする。こういうことになるわけですが、そういうふうな委員長がおとりはからいなければ、その点問題は簡單であると思ひますので、そういうふうにおとりはからい願ひたいと思ひます。

○野原委員 この問題の扱ひ方には二色あるわけがあります。先ほどの小笠原委員の提案は、一応政府がこの問題を再検討して出直すやうにということであり、島村政務次官のお話では、政府は今までの経過から見ると、非常に困難だといふやうなお話でござい

ます。しかし努力はしてゐる、この次までにはつきりしたいといふお話ですが、われわれの考え方は、要するにこの問題に關連をして、どうしても畜産のことを入れなければ意味がないといふ強い要望でありまして、また養蚕の問題も同様であります。これは政府の責任云々といふことはもちろんでありますけれども、要するにそういう問題はこの資金融通法の中にはつきりさせるということになりますと、結局政務次官のお話によれば、關係方面と折衝、あちらのオーケーをもらへるかどうかといふ問題になつて来るわけでありまして、この際公式にはどうかしませんが、むしろ政府の方も努力する。また委員会としてもあちらの方に働きかけるというやうに取扱つて、この次の委員会までに何とかしてある程度の見通しをつけることに政府も努力をする、委員会も努力をする、こういうやり方をするのが一番妥當でなかろうかと私は思ひますので、委員長はどうか皆さんにお話願ひます。

○島村政府委員 委員長から私に對してお尋ねがあり、河野委員から御質問があつたので、委員会の御決定に對してわれわれがこれこれとさしはさむ余地はないものであるし、またその意見を

かれこれ申し上げるだけの権限は持たないわけですが、ただ発言しろということでありまして、率直な考えを申し上げたわけですね。そこでともかくも一応研究してみ、次会にはつきりしたことを申し上げたい、こういうこととす。

○平野委員 何か委員長のお取扱ひの關係で、問題が非常に紛糾したやうですが、私はその点ははつきりしておると思ひます。こういうことではありますせんか。政府提案の資金融通法案が、本委員会において強い修正意見がある。しかし本委員会において修正するよりも、一応政府がひつ込めて、委員の意向もよく熟しておるのだから、あらためてその筋に沿つて出し直すといふことがよいのではないかと、この緊急動議が小笠原委員から出まして、全会一致でそれに賛成しておるわけですね。従つて政府の方は一応研究せられて、これをひつ込めて、あらためて提出し直すか——それには本会議の決議を要することですが、それは手続を要するといふことである。しかしその必要がないといふことならば、この委員会において修正の審理を進めるわけであつて、本日の委員会におきましては、政府に對して一応ひつ込めるといふ勧告をするといふ決議をしたらいのです。それで今日は終ればよろしい、次会にあらためて政府はその勧告に従つてひつ込めるといふ手続を、再び議長に對して政府がとるやいなやといふことは、政府の御自由であります。と、とるということならば本委員会の意思はそれで実行されるわけであるし、そうでないといふことならば、本

委員会として、あらためてこの案を修正するといふことについて審議をする。こういうことになるわけですが、そういうふうな委員長がおとりはからいなければ、その点問題は簡單であると思ひますので、そういうふうにおとりはからい願ひたいと思ひます。

○千賀委員長 いろいろ御意見もあり
ますが、ここで一ぺんにやつてしま
うよりは、目的を達するために、研究
すればよい道はおのずから発見でき
ると思ひますので、この問題はどうか
次会まで保留をしていただきたい。わ
れ多数の意思がここで表現されてい
ることだけは間違いない事実であり
ますので、重ねてお願いをいたします
が、次会まで研究の期間を延長させ
ていただきたいということを切に希望
いたします。

○小笠原委員 それでは先刻の私の動
議の関係を、決議に入らずに、次会
で政府がどういふ態度で出るかとい
う答弁をよく伺つて、その後、さらに
委員諸君が集まりまして協議すること
にして、本日はこの程度にいたした
いと思ひますので、皆さんの御賛成を
願ひます。

〔賛成と呼ぶ者あり〕

○千賀委員長 御賛成と認めます。

今日はこの程度で散会いたします。

次会は公報をもつてお知らせいたし
ます。

午後零時三十六分散会